

中小企業大学校講座受講促進助成金交付要綱

(平成 30 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(受講対象者)

第 2 条 受講対象者は、会員である法定中小企業者(資本金 3 億円以下又は常用従業員 300 人以下)の経営者、後継者及び管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

(対象校)

第 3 条 国の人材養成機関である中小企業大学校 9 校を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	〒	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東 3 条 2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合 4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県新潟市三条市上野原 570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘 2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町 79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡 1929	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町 1-21-5	082-278-4955
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺 1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1	0966-23-6800

(対象講座)

第 4 条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

(受講定員)

第 5 条 受講者は、原則として年間 5 人とする。(一事業者からの重複の申込み可。)

(受講の届出・承認)

第 6 条 受講を希望する会員は、所定の「受講届出書」により事前に県ト協へ届出る。

2. 県ト協は、前項の届出があったときは、予算の範囲内であることを確認のうえ、速やかに当該会員に受講の承認を行う。

(大学校への申込み)

- 第7条 受講を希望する会員は、県ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料(全額)を直接納入する。
2. 受講申込みをした学校から受入れ通知があった場合、受講することができる。
 3. 受講料は、所定の額(全額)を、会員が直接当該校に納入する。

(受講修了後の手続き)

第8条 会員は、受講者が所定機関の口座を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「**受講修了通知書(兼助成金交付申請書)**」に必要書類を添えて、県ト協に提出する。

(受講料の負担・助成金の交付額)

第9条 受講料については、会員・県ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。事業者・県ト協の負担額は、百円未満を切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者及び県ト協の負担額を差し引いた額とする。

但し、国・自治体・県ト協等からの助成金の合計が受講料の2/3を超える場合は、全ト協の助成金は交付しない。

【例】 受講料 35,000 円の場合の事業者負担と助成金交付額

事業者負担	: 35,000 円 ÷ 3 ≒ 11,666 円 (百円未満切り捨て)	⇒ 11,600 円
県ト協助成金	: 35,000 円 ÷ 3 ≒ 11,666 円 (百円未満切り捨て)	⇒ 11,600 円
全ト協助成金	: 35,000 円 - (11,600 × 2) = 11,800 円	

(助成金の交付時期)

第10条 助成金の交付は、上期分(4月から9月)は12月上旬に、下期分(10月から3月)は、年度末に全ト協助成金を加えて会員の指定口座に振込する。

(助成条件)

第11条 受講申請時点で、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には、助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第12条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(附則) 本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この助成制度をご利用希望の会員は、予め県ト協事務局にご相談ください。